

相続セミナー

Sample

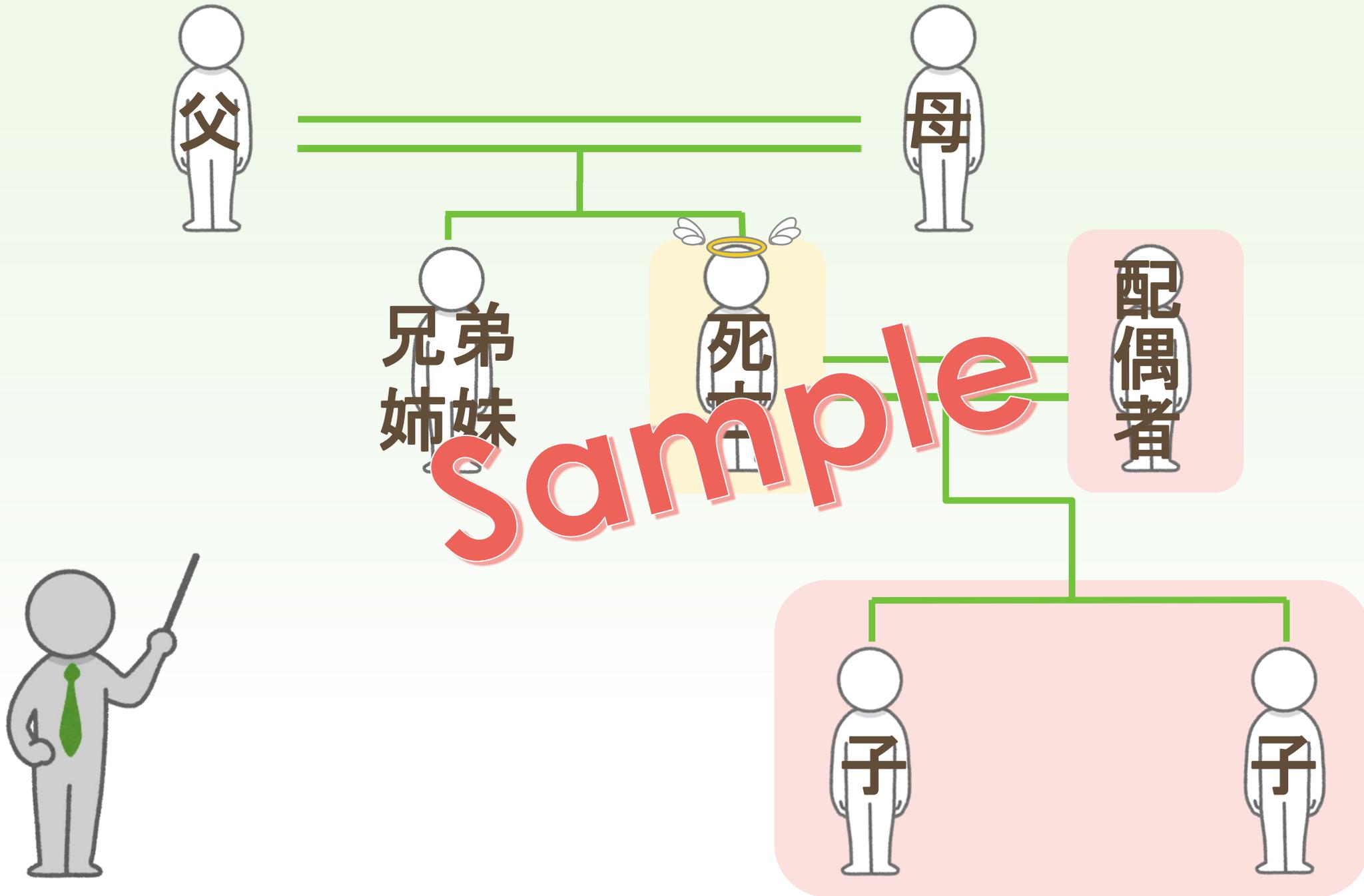
弁護士・相続士 紫牟田 洋志

紫牟田法律事務所 所長

本日の内容

- 遺産を希望どおり渡せない？
- 増額された相続税、知っています？
- 具体的な“争続”問題！
- 遺言書のいろいろ♪

相続人の範囲



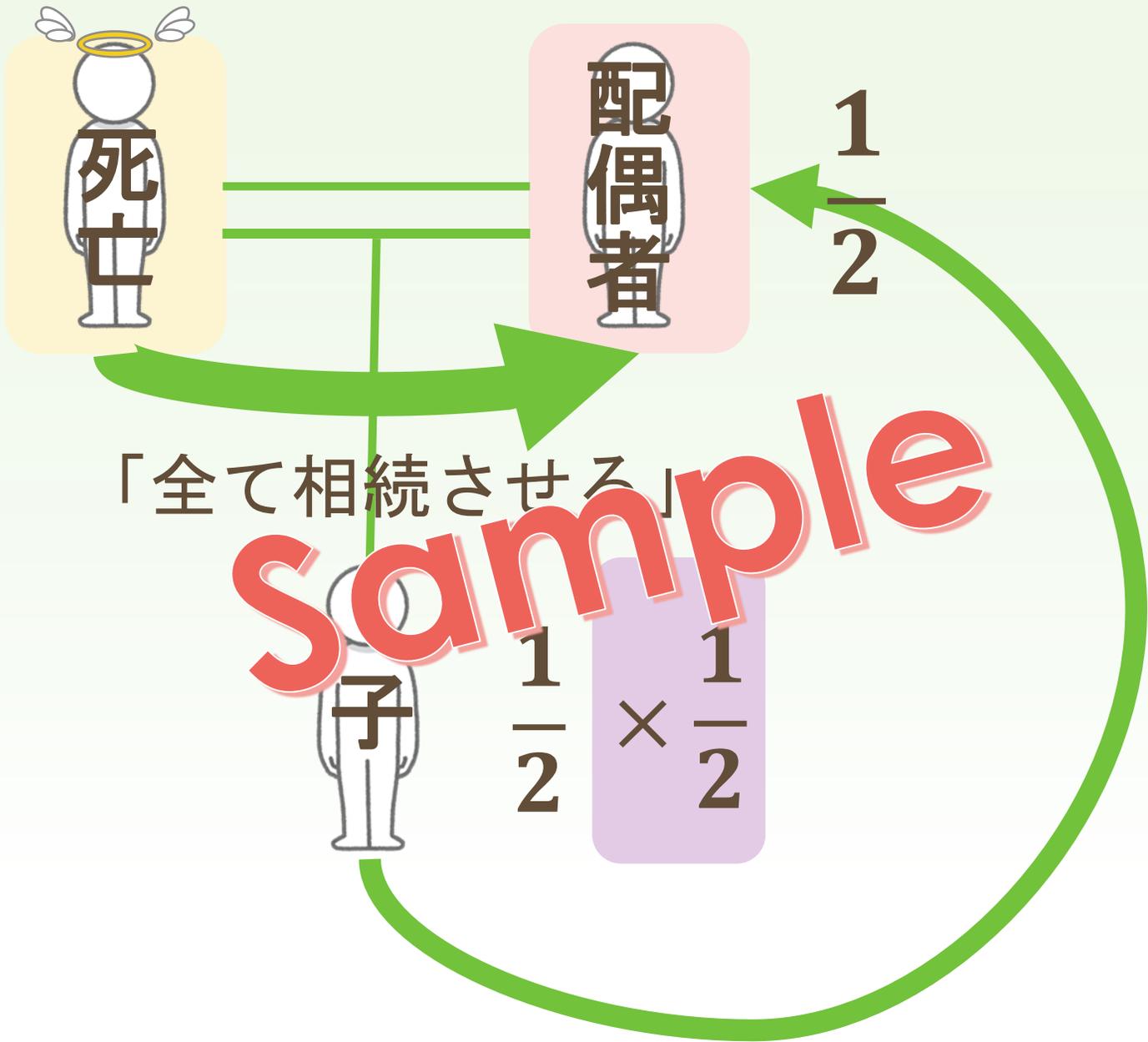
遺留分

民法では、一定の法定相続人に遺留分という最低限の相続分を保証

→遺された家族の生活のために、最低限度の財産を保証する制度

遺言によっても、遺留分を侵害することはできない！

遺留分



遺留分減殺請求

2015年1月1日より

基礎控除	改正前	改正後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人 比例控除	$1,000万円 \times \text{法定相続人数}$	$600万円 \times \text{法定相続人数}$

※ 被相続人に養子がいる場合の控除は、
 実子と養子 = 養子は1人まで
 養子のみ = 養子は2人まで

<福岡市の場合>

出典：旭化成ホームズ株式会社

<http://www.asahi-kasei.co.jp/hebel/souzokuzei/index.html/>

改正前の基礎控除による課税対象

2014年12月31日まで

基礎控除額6,000万円の場合(法定相続人1名と仮定)



改正施行後の基礎控除による課税対象

2015年1月1日以降

基礎控除額3,600万円の場合(法定相続人1名と仮定)



地価が控除額を超える確率



生命保険と特別受益

契約者・被保険者が被相続人、受取人が相続人となる死亡保険金は、受取人固有の権利として遺産分割の対象とならず、原則として特別受益には当たらない

例外的に、相続人間の公平を著しく害するような場合には、特別受益にあたる可能性がある

子どもがいないケース

世話をしてくれた人に財産を譲りたい

ご清聴ありがとうございました

所属弁護士

紫牟田 洋志 (しむた ひろし)

隈 慧史 (くま けいし)

事務所連絡先

福岡市博多区住吉1丁目2番25号

チャンネルシティ・ビジネスセンタービル9階

電話：092-263-8705